

支払いについて

質問	回答
財布を持ってくるのを忘れました。	外来受診時の診療費は受診日当日に必ずお支払いをしてお帰りいただきます。特別な事情がある場合は、6番支払窓口にお立ち寄りください。
思っていたよりも診療費が高額だったため、現金の持ち合わせがありません。	当院2階に北陸銀行 ATM が設置されております。 また、クレジットカード・デビットカードもご利用いただけます。万が一、お支払いが難しい際は、6番支払窓口にお問い合わせください。
クレジットの分割払いは対応しておりますか？	申し訳ございませんが、クレジットの分割払いは対応していません。
PayPay や Suica などの電子マネーで支払うことはできますでしょうか？	申し訳ございませんが、電子マネーは対応していません。
保険証を持っていない場合、診療費はいくらになりますか？	健康保険等の公的な医療保険制度が適用とならない場合は、全額自己負担（10割負担）となります。 保険証を忘れた場合は、窓口へご相談ください。
領収書を紛失してしまいました。再発行はできますか？	領収証書の再発行はできません。 領収証明書であれば有料で発行できますので、文書窓口でお申し込みください。
自動精算機で支払いをしようと思ったら、見たことのない請求金額がありました。	自動精算機では精算時に計算ができていないものすべて表示されます。そのため、患者さんへまだご連絡さしあげていない請求金額が表示されることがあります。その場合は、6番支払窓口へお問い合わせください。
インターネットバンキングや ATM で請求書の支払いは可能でしょうか？	支払い可能です。ただし領収書が発行されませんのでご注意ください。
銀行・コンビニエンスストアで支払う際の手数料はかかりますか	はい、別途手数料がかかります。
コンビニエンスストアで支払ったはずなのに、自動精算機で請求金額にあがっています。	銀行やコンビニエンスストアでお支払いされたものの入金確認にはお時間を要します。お手数ですが6番支払窓口へお問い合わせください。

支払いについて

質問	回答
請求書の支払期限を過ぎても支払うことはできますか？	お支払いできます。 コンビニエンスストアでのお支払いの場合は、請求書の右上の請求書発行日から 90 日間使用可能です。（銀行窓口で支払いの場合は、90 日を過ぎても使用可能です）
コンビニエンスストアに振込用紙を持っていったら、期限が過ぎていて使えませんでした。再発行はできますか。	期限が過ぎていても、銀行窓口では使用可能です。 コンビニエンスストアでお支払いしたい方は、再発行いたしますので、医事課 収入・債権担当（076-434-7095）までご連絡ください。
請求書がたくさん届きました。まとめて銀行から振り込むことはできますか。	請求書の金額を合算して、「診察券の番号+患者名」の名義でお振込みください。ただし、領収書が発行されませんのでご注意ください。
銀行の ATM から振り込みをしましたが、間違えて家族の名前で振り込んでしまいました。	当院の 6 番支払窓口におしらせいただくか、医事課 収入・債権担当（076-434-7095）までご連絡ください。患者さんではないお名前での振り込みがなされた場合、どの患者さんの診療費のお支払いなのか確認がとれません。入金の確認がとれないと、支払いの督促をすることになります。正確に患者さんからの支払い情報を把握するためにも、ご連絡をお願いいたします。
休みの日、時間外に病院で支払うことはできますか？	お支払いできません。6 番支払窓口は平日 8 時 30 分から 17 時まで、自動支払機は平日 8 時 30 分から 20 時までお支払い可能です。休日もしくは時間外に支払いを行いたい場合は、コンビニエンスストアもしくはインターネットバンキングのご利用をご検討ください。
督促状が届きました。どうしたらいいですか。	支払期限を過ぎてもお支払いの確認が取れない患者さんには、お支払いの督促を行います。速やかに督促状に記載の銀行口座へのお振込みをお願いします。 また、長期間連絡もなくお支払いが滞っている方は、法的手続きを進めていくこととなります。ご了承ください。
請求書が自宅に届きました。近日中に受診予約があるのですが、どうすればいいですか。	受診時に当日の診療費とあわせてお支払いができます。請求書を持参していただき、受診当日にお支払いください。銀行やコンビニエンスストアでお支払いいただいても構いませんが、別途手数料が必要となります。また、銀行やコンビニエンスストアでお支払いされたものは入金確認にお時間を要しますので、必ずご確認の上お支払いをお願いいたします。